

中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業 Q&A

令和4年6月版

(公財)東京都農林水産振興財団

【対象となる建築物について】

Q. 改修の場合でも申請の対象となりますか。

A. 既存の構造体を残したままの改修のみでは対象になりません。新築または改築の場合が対象になります。

Q. 複数の建物を同時に申請する場合には別々の申請となりますか。

A. 同一プロジェクトの場合には複数の建築物があっても一体のものとみなし、1つの申請となります。それぞれの建物ごとに申請することはできません。

Q. 仮設建物など短期で解体予定の建物についても申請対象となりますか。

A. 解体予定のある建物は申請対象とはなりません。

Q. 自治体（国）の外郭団体ですが、入居している自治体（国）の建物の整備は対象になりますか。

A. 国や自治体の所有する建物は、本事業の対象とはなりません。団体が独自財源で整備する場合（国庫や自治体の補助財源が入っていない場合）には、補助の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

【申請について】

Q. 申請の募集時期は決まっていますか。

A. 決まっていません。随時受け付けています。ただし、設計支援は令和7年2月末までに実施設計委託の支払いを完了し、工事着手したうえで補助金の請求ができること、工事支援は令和13年までに竣工し工事請負代金の支払いを完了した上で、補助金の請求ができることが必要です。

Q. 年度をまたぐ事業は申請できますか。

A. 年度をまたぐ事業であっても申請できます。支払いは年度ごとではなく、補助対象経費を含む契約のすべての支払いが完了してからになります。

Q. 申請書の作成方法について相談はできますか。

A. 随時受け付けています。お電話でお問い合わせの上、設計資料や作成中の申請書等をお送りいただければ申請書の作成についてアドバイスすることができます。また、対面での相談も可能です。新宿パークタワーOZONE内の国産木材の魅力発信拠点MOCTIONでも月1回程度個別相談の時間を設けています。

【事業計画書・事業実績書について】

Q. 木造や混構造部分がない建物で、木質化のみでの申請はできますか。

A. できません。補助対象となる部分は木造又は混構造の部分となります。実施設計費の補助対象項目の合計に補助対象部分の床面積割合をかけたものが補助対象金額となります。構造が RC 造や S 造で木質化のみの部分は補助対象外となります。

Q. 第2号様式 1 事業概要の(7) 施設全体延床面積とは何を記載すればよいですか。

A. 確認申請書（第三面）の 11. 延べ床面積「イ建築物全体」に記載する予定の数値を入れてください。

Q. 事業計画書（事業実施要領様式3及び補助金交付要綱様式3）の材積計算書の作成方法を教えてください。

A. 材積計算の根拠がわかるよう設計図に木材使用箇所について国産木材、多摩産材、外材などに色分けなどで明示したうえで、その部分に使用する材積を書き入れてください。次に、設計図に記載した材積を合算する計算書（設計支援の申請時は任意の計算書、設計支援の実績報告及び工事申請の場合には木拾い表）を作成し、その合計を材積計算書に記入してください。作成の際には使用箇所ごとに番号や記号などを振り、材積を合算する計算書と対応できるようにしてください。（手引きの記載例も併せてご参考ください。）

Q. 耐火構造材を使用します。荷重支持部材は国産木材、燃えどまり層は石膏ボード、表面材は多摩産材ですが、材積はどのように計算したらよいでしょうか。

A. 柱全体の体積に対し、国産材及び多摩産材の部分の割合（大臣認定図面の断面の木部分の割合）をかけたものを材積として計上してください。大臣認定図面と割合の計算方法を添付資料として合わせて提出してください。

Q. 材積、床面積、割合等に数値に小数点以下の端数が出た場合にはどのように処理すればいいですか。

A. 衔数の指定はありませんが、切り捨てで処理してください。

Q. 外材を使用することはできないのですか。

A. 要件以上の国産木材の量を使用すれば、外材を一部に使用することは可能です。

【経費の算出について】

Q. 金額に小数点以下の端数が出た場合にはどのように処理すればいいですか。

A. 補助金額は千円以下切り捨てで記載してください。

【設計支援について】

Q. 実施設計中ですが設計支援の申請はできますか。

A. 実施設計に着手したものは申請対象とはなりません。交付決定後、実施設計契約、着手となります。契約前に申請できるように計画的に準備を進めてください。

Q. 補助対象経費となる実施設計費の計算はどのように行えばいいですか。

A. 建築士法第25条に基づく平成31年国土交通省告示第98号の業務報酬基準に準拠して計算してください。基本設計と実施設計を同一の設計事務所に委託する場合にも、同基準に準拠して適切な業務比率としてください。

補助対象は木造等建築物の建築部分の実施設計費及びそれにかかる諸経費となります。設備設計は対象外です。対象外経費の内訳が明確になるようにしてください。その分を引いた額となります。参考様式の補助対象事業費計算書を参考にして見積書の総額からどのように事業費を計算したかが分かる計算書を添付してください。

なお、対象経費は事業実施に必要な最小限の経費とします。

Q. 自社と委託先とで共同して設計を行う場合には、補助対象となりますか。

A. 設計委託契約を結んでいる部分のみが補助対象となり、自社で行う部分は補助対象外となります。

Q. 基本設計と実施設計は一緒の契約でも大丈夫ですか。

A. 原則として、基本設計と実施設計は分けて契約してください。交付決定前に委託契約した案件は対象外になります。また、申請書はある程度基本設計ができていないと記入するのは難しい内容になっています。

Q. 実施設計と工事契約や工事監理契約は一緒の契約でも大丈夫ですか。

A. 補助金は契約に対するすべての支払いが完了した支払証憑を確認の上、お支払することになります。したがって、実施設計と工事契約や工事監理契約が一緒の契約の場合には工事がすべて完了して支払いが終わらないと補助金の支払いができなくなります。また、支払いは令和7年2月までに完了して補助金請求をしていただく必要がありますので、ご注意ください。実施設計と工事契約は分けて契約していただいた方が早く支払いができますし、竣工時期についての制約がなくなります。

【工事支援について】

Q. 審査会はいつどのように実施するのですか。

A. 完成した申請書類提出から概ね2か月後に財団の指定する日時及び場所で実施します。事前に審査会での質問内容をお送りしますので、それに回答できるようご準備ください。回答内容等について審査員から追加の質問をする場合がありますので、対応できる方が出席してください。全体で30分程度を予定しています。審査の結果、交付決定の内示があった場合には、審査結果を踏まえて交付申請に進むこととなります。

Q. 工事中に申請した設計を変更せざるを得なくなりました。どのような手続きが必要ですか。

A. 次のような場合には、変更承認申請書を提出し、財団の承認を受ける必要があります。該当するかの判断については、変更部分の工事に着手する前に一度お問い合わせください。なお、承認が必要であるにもかかわらず、承認を受けずに変更して工事着手した部分については、補助対象外となる場合が

あります。

- (1) 工事補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 工事費の30%を超えて変更しようとするとき。
- (3) 工事補助事業の経費区分ごとの配分額の30%を超えて変更しようとするとき。

Q. 完了検査はいつ、どのように実施しますか。

- A. 補助対象部分が完成した時点で原則として現地に伺い、実績報告書の内容と相違ないか確認します。補助対象部分の完成時期がわかったところで、検査日の調整をさせていただきますので、ご連絡ください。また、検査の1週間前までに支払証憑以外の実績報告書を仮提出してください。

【木造建築物等のPR協力について】

Q. 木造建築物の普及に資する設計、施工等に関する技術資料とはどのようなものですか。

- A. 実績報告時及び竣工時に事例集の原稿をご提供いただくことを想定しています。また、木造建築物の普及を目的として、その内容を当財団ホームページで公表させていただきます。

【多摩産材等について】

Q. 多摩産材はどこで調達できますか。

- A. 多摩産材の調達については、「多摩産材情報センター」にお問い合わせください。

電話：0428-20-1181

ホームページからもお問い合わせできます。 <http://tamasanazai.tokyo/>

Q. 多摩産材や国産材であることはどのようにして証明すればよいですか。

- A. 使用した箇所ごとに仕入れのルート図を作成していただき、それに対応した出荷証明をご提出いただいています。出荷証明には多摩産材または国産材であることと材積の記載が必要です。ルート図については、例をお渡しできますので、お問い合わせください。